

倉敷市環境審議会（平成21年度第3回）議事録

日 時 平成22年3月18日（木）

午後2時～4時

場 所 倉敷市役所本庁舎2階 207会議室

出席委員 青山会長、井上副会長、青江委員、赤沢委員、石井委員、石田委員、市田委員、小田委員、梶田委員、河邊委員、鈴木委員、田中委員、浜口委員、林委員、本郷委員、丸山委員、安原委員

事務局 <環境リサイクル局> 浅野局長
<環境政策部> 柘屋部長、常藤次長
<公園緑地課> 福山課長、坪井主幹
<環境政策課> 永瀬課長、佐藤補佐、三宅係長、岡本規係長、椿野主事、坂東主事
<地球温暖化対策室> 中原室長、大江主幹
<環境監視センター> 田野所長

傍聴者 2 名

1 開会 あいさつ

環境リサイクル局 浅野局長

（事務局 佐藤補佐）本日、3名の委員さんが所用のため欠席になっておりますが、審議会条例の規定により定数の過半数を超えており、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

今後の議事進行につきましては、青山会長にお願いします。それでは、会長よろしくお願いたします。

（会長）それでは、皆さん大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。既に事前に、今日の議事次第が配布されているとのことですが、それに従って進めたいと思います。それでは、議事に入る前に今日の会議の議事録署名委員の方をお願いしたいと思います。

います。今回は、田中委員と林委員、2人の方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それではこの審議会は、公開としておりますが、本日は2名の方が傍聴されておりますのでご了解ください。

それでは、議事に移りますが、まず最初の平成22年度衛生費当初予算の概要についてということで、事務局の方からご説明をお願いします。

2 議 事（議題に従い進行）

（1）平成22年度衛生費当初予算の概要（主なもの）について

（事務局 岡本規係長）それでは、環境政策課の岡本と申します。よろしくお願いします。

それではまず、次第の第1番、「平成22年度衛生費当初予算の概要（主なもの）について」、私、岡本の方から説明をさせていただきます。

まず、平成22年度衛生費当初予算の主なものですが、昨日、2月議会が閉会いたしましたので、22年度予算の議決をいただきましたので、それについて、特に22年度で新規にあげました環境関係の予算の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、新規事業といたしまして、一番上の「電気自動車等購入費補助事業」、事業費900万円でございますけれども、これにつきましては、走行時にCO₂を排出しない電気自動車の購入及び不特定多数の方が利用可能な急速・倍速充電器の設置に対して補助を行なうための事業でございます。内訳は、電気自動車の購入費が1台あたり20万円で30台を予定しております。急速・倍速充電器につきましては、1件あたり10万円で30件の予定で、合計900万円の事業費として予算化しております。

続きまして、「電気自動車普及啓発モデル事業」でございますが、事業総額が216万円。内容は、市が所有する電気自動車を閉庁時に試乗車として市民や観光客に貸し出しを行なひまして、電気自動車を体験してもらうことで、今後の電気自動車の普及促進につなげるための事業費でございます。

続きまして、「LED照明設置費補助事業」、事業総額200万円ですが、これにつきましては、住宅用のLED照明の設置・改修費用について補助を行なうための経費でございます。

次に「エネルギー使用量削減計画策定事業」でございますが、こちらは事業費452万

円で、内容は、この度、省エネ法で義務付けられましたエネルギー使用量削減の中長期計画を策定するために、エネルギー使用量調査及び削減計画の策定を委託するための事業費でございます。

最後に「環境フェスティバル実施事業」でございますが、これは事業総額39万円です。この事業につきましては、従前、環境月間啓発事業ということで、毎年6月に事業を行なっておりましたけれども、その事業の見直しを行ないまして、環境月間のメインイベントとして、環境関係啓発のために環境リサイクル局をあげて、総合的なフェスティバルを実施するための事業費でございます。22年度につきましては、6月6日の日曜日にライフパークで実施する予定で、今、準備を進めているところでございます。

そして、今後の議題にもありますけれども、平成22年度につきましては、環境関係として、次期環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、くらしきネイチャープラン等、大きな計画が予定されておりました、それぞれの計画策定の事業費をあげております。特に地球温暖化対策実行計画策定事業につきましては、事業費が1,098万円と高くなっておりますけれども、これにつきましては、この事業費のうち、約930万円部分が平成21年度から平成22年度で行なっております、現状の排出量測定などの計画策定用調査委託料になっております。それを除く事業費につきましては、他の計画とほぼ同一の額になっております。

簡単ではございますが、平成22年度衛生費当初予算の概要（主なもの）について説明をさせていただきました。以上です。

（会長）ありがとうございました。何か質問等ございますでしょうか、新規事業並びにその他の主要計画策定事業につきまして。

（鈴木委員）一番初めにあります電気自動車等購入費補助事業ですけれども、これの対象は、個人でも法人でも、いずれでもかまわないという対象なのでしょうか。

（事務局 中原室長）地球温暖化対策室の中原と申します。お答えさせていただきます。電気自動車等の購入補助金につきましては、まず個人の方は1年以上、倉敷市内に住んでいらっしゃる方、それから法人の場合は、倉敷市内に法人の事業所、個人の事業所がおありになる事業者の方にさせていただいています。それから急速充電器、倍速充電器の対象につきましても、一定以上の不特定多数の利用が見込まれる駐車場をお持ちの事業者、あるいは個人で駐車場を経営されている方が充電器を設置される場合に補助するというもの

になります。

(鈴木委員) ありがとうございます。

(会長) 個人と法人の間の比率等はないのでしょうか。申込があった順番ですか。

(事務局 中原室長) 先着順になっております。

(会長) すると個人の方は、「ああどうか」と考えている間に、補助金がなくなってしまう可能性がありますね。

(会長) 他に何か質問はございませんか。では、ご質問、ご意見等ないようでしたら、次に移らせていただきます。

「(2) 主要な計画の策定状況等について ア次期環境基本計画の策定状況について」以前に審議したことがあったかと思いますが、お願いいたします。

(2) 主な計画の策定状況等について

ア 次期環境基本計画の策定状況について

(事務局 岡本規係長) 引き続き、岡本が説明をさせていただきます。次期環境基本計画につきましても、昨年度、第1回、第2回の審議会でも策定方針やアンケートの内容についてご審議をいただきました。その後、庁内体制を立ち上げ、市民委員会を設置したということで順調に策定を進めておりますので、現在の策定状況についてご報告をさせていただきます。

まず1枚目開いていただきまして、1番、環境基本計画策定の経過でございますけれども、まず6月5日に第1回審議会で、方針の決定をいただきまして、次に10月23日の第2回審議会で、アンケート調査票について、ご審議をいただいたところでございます。

その後、そのアンケート調査票に基づきまして、21年の11月9日から24日までの期間で一般市民の方3,500人を対象に郵送によりアンケート調査を実施しました。回答者数につきましては、1,512人、回収率43.2%という結果になっております。このアンケートの結果につきましては、本日お配りしております、別添報告書をまた後ほどご覧いただけたらと思います。この報告書につきましても、現在、内容の分析等をしておりまして、今回お配りしている報告書につきましては、単純集計の結果と簡単なクロス集計の結果、それと現状値に対する客観的なコメントというかたちになっております。今後、内容を精査しまして、市民委員会の意見などをお聞きしたうえで、最終的にきちっと

した報告書ができあがりましたら、また、ご報告をさせていただきたいと考えております。

次にその後、アンケートを行なった後に、庁内の体制といたしまして、11月11日に第1回環境保全推進本部幹事会、16日に推進本部と17日に主管課長会を開きまして、次期環境基本計画策定方針に基づきまして、計画策定体制及びワーキンググループの構成を決定し、12月24日に第1回環境基本計画策定ワーキンググループを設置いたしまして、次期環境基本計画の骨子（案）の検討を開始したところでございます。ワーキンググループの構成員につきましては、次の参考資料にありますように、企画財政局、総務局、環境リサイクル局、文化産業局、建設局、水道局、教育委員会の各該当するであろう課を網羅的に集まっていただいてワーキンググループを設置いたしまして、今、作業を進めているところでございます。

1ページをお開きいただきまして、6番として、年が明けて1月13日に、また、第2回環境基本計画策定ワーキンググループを開催いたしました。そのワーキンググループで、施策体系の骨子（案）を作成いたしまして、同19日に推進本部主管課長会、同27日に推進本部幹事会、2月1日に環境保全推進本部の庁内体制で審議し、次期環境基本計画の施策体系骨子（案）を決定しております。この施策体系骨子（案）につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、別添資料の1、2、3、4をもとに説明をさせていただきます。まず、A4縦の資料1の次期環境基本計画概念図ということで、地方公共団体につきましては、地方自治法によって最上位計画ということで、総合計画が規定されています。倉敷市におきましても、23年度からの新たな総合計画を策定中でございますので、まず、現在策定中の第6次総合計画の環境関係の分野別目標を最上位目標に置きまして、その環境関係の分野別目標を実現するための環境分野の基本的計画として、次期環境基本計画を位置づけております。次期環境基本計画で、国や県の計画の構成と整合性を取りまして、大きく5つの分野に分けて、基本目標を設定し、各分野別の目標を設定し、基本計画の下にある各個別計画との整合性を図るという方法で作業を進めております。

裏に移りまして、計画の位置付けでございますけれども、先ほどご説明しました倉敷市第6次総合計画を倉敷市の最上位計画と位置づけまして、その中の環境関係の分野を整理したものが次期環境基本計画という位置づけにしております。それで国、県の環境基本計画と整合性を図りながら、また、次期環境基本計画の横にあります都市マスタープラン等

のその他の本市の大きな基本的な計画との整合・調整を図りながら、作業を進めるとともに、次期環境基本計画の下にあります分野別計画ということで、環境関連の個別計画については、次期環境基本計画に則した計画となるよう、また、右下にありますように他分野関連計画ということで、計画自体は、土地の整備、交通の整備など、方向性は違いますが、環境に関連のある計画につきましては、整理をして調整を図りながら計画策定を進めていくということで、計画の体系を資料2のように整理をしたうえで作業を進めております。

続きまして資料3をご覧ください。次期環境基本計画施策体系図（案）ということですが、けれども、まず、いちばん左の基本目標が、これにつきましては、先ほど説明いたしました本市の最上位計画であります第6次総合計画基本構想の環境分野のめざすべきまちの姿を整理して、必要な項目に括っております。これに対して分野別目標として、環境基本計画の中で、1番として自然環境保全関係、次に緑の保全・緑化の推進、景観づくり、地域経済対策、大気環境の保全、水環境の保全、生活環境、ごみの排出抑制、廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減、新エネルギー、子どもの環境教育、市民全体の学習という括りで、大きく体系を分けて指標・目標値等の策定を行なっていこうと考えております。

次に裏面の資料4をご覧ください。現在策定中の次期環境基本計画の施策体系（案）と現行の環境基本計画の施策体系比較表ですけれども、右上の変更ポイントを説明させていただきます。現環境基本計画につきましては、めざすべき環境像と基本目標という設定でございましたけれども、次期環境基本計画につきましては、もうひとつ下に分野別目標を追加しております。さらに、現環境基本計画ですと環境にやさしい循環型社会の構築ということで、循環型社会の関係と温暖化対策の関係が1つの括りになっておりましたけれども、次期環境基本計画では、温暖化対策を基本目標レベルに上げて、項目を2つに分割しております。次に現基本計画につきましては、経済対策の項目がございましたので、次期環境基本計画には経済対策関係を追加、また、子どもの環境教育関係を分野別目標に追加しております。その他の項目については、基本的に現行の基本計画を踏襲したかたちになっております。

それではすみません。また、策定状況のパワーポイントの資料に戻らせていただきまして、これらの施策体系の案をもとに、今後、市民委員会で指標・目標値を設定していただくこととなりますけれども、この市民委員会につきましては、平成22年2月9日に委員

さん15名の方に任命の通知を行なっております。内訳は、1月の広報誌等で募集をいたしまして、応募いただきました一般の応募委員さん10名、それと先ほどお話いたしました総合計画との整合性を図る観点から、第6次総合計画の策定市民委員会の中で生活環境部会、環境の関係の部会の委員の方、5名に入ってくださいまして、計15名で基本計画策定市民委員会を設置したところでございます。委員さんの名簿につきましては、資料5にあります市民委員会名簿をご覧いただけたらと思います。

2月9日に委員さんの任命通知を行ないました後、さる3月11日に第1回環境基本計画策定市民委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長の選任及び部会の設置、部会長、副部会長の選任を行なったところです。それで、引き続き各部会につきましては、市民委員会の方で日程を調整していただいた結果、来週の25日、26日に各部会の第1回部会を開催する予定にしております。今後、引き続き庁内のワーキンググループと設置いたしました市民委員会で、策定作業を進めていくかたちになります。

最後に2番、環境基本計画の策定スケジュール（概要）でございますけれども、今後この市民委員会と庁内のワーキンググループ等で施策体系（案）に、指標を作成する予定にしております。施策体系に指標ができた段階で、一応予定では5月末に指標作成というかたちにしておりまして、指標と施策体系が完成した時点で、6月には審議会の方に次期環境基本計画の第1回目の諮問を行ないたいと考えております。その後、審議会で、施策体系及び指標についてご検討いただきながら、平行して庁内と策定市民委員会で、目標値等を指標に対して付けていく予定にしております。それぞれ、目標値（案）等ができあがった段階で、その都度、審議会の方に審議をお願いするかたちにいたしております。市民委員会の方は、最終的に10月末までに指標、目標値、配慮指針等を作成していただいて、提言書を市に提出していただくかたちにしております。審議会の皆さまには、その後引き続き、次期環境基本計画についてご審議をいただき、1月末頃に答申をいただけたらということでスケジュールをとっておりますので、22年度も引き続き、次期環境基本計画についてのご審議をお願いしたいと思います。簡単ではございますけれども、次期環境基本計画の策定状況についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（会長）何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（会長）第6次総合計画、それが決定されるのはいつ頃ですか。

（事務局 岡本規係長）第6次総合計画も基本的に環境基本計画と同時期ですので同じよ

うなスケジュールになると思います。なるべく齟齬が出ないようにお互い連絡を取りながらやって行きたいと考えております。スケジュール的にはたぶん同じようなスケジュールになると思います。

(会長) 第6次総合計画は最初の計画となって、次期環境基本計画は策定されるのですが、実質的には庁内の会議で第6次総合計画を反映しながら作っていくと、そういうことになるわけですか。審議会の方へはある程度もう決まった段階で出てくるわけですね。

(事務局 岡本規係長) 第6次総合計画の決定を待つと、なかなかご審議をしていただく時間が取れませんので、スケジュールでもご説明しましたように、ある程度6月の段階で指標と施策体系、これについて決まった段階で一度諮問をさせていただきまして、総合計画の方もその後、総合計画の指標・施策体系を基に、目標値等を設定していきますので、それを見ながら環境基本計画の方も目標値の設定を行い、ポイントポイントで審議会の方に総合計画の進捗状況、それを踏まえた環境基本計画の策定状況等を報告させていただきまして、並行して庁内の体制と環境審議会の方でのご審議を行っていただく予定にしております。

(会長) 総合計画の内容について庁内の委員会で十分理解された上でこの基本計画を作る。市民委員会で議論いただき、その議論に基づいての訂正等があったから審議会の方に審議が受託されるということなののでしょうか。

(事務局 岡本規係長) その通りです。

(会長) どなたか他に質問等はございませんか。

(会長) もう1年間しかないわけですが、今回初めてですか、市民委員会というのは。今まではどうだったのですか。

(事務局 岡本規係長) 基本計画については、今回初めてです。

(会長) 市民委員会の役割が大きくなると思いますが、この委員の中にも市民委員会にお入りの方が何名かおられるのですね。

(事務局 岡本規係長) はい。

(会長) その方は特に大きな役割になるかと思いますが、よろしくお願いします。

イ (仮称) 倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定状況について

(事務局 大江主幹) 温暖化対策室の大江と申します。よろしく申し上げます。ご説明をさ

させていただきます。倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定状況についてでございますが、前回10月の環境審議会でご説明させていただきましたように、策定協議会を9月28日に設置しまして、第1回の会議を行いましたということを前報告させていただきました。その後、第2回目の策定協議会としまして、12月18日に行っております。その中では、まず基準年と目標年、また、削減目標値をどのように設定するかという内容等を審議していただきました。そして、11月には、市民・事業者へのアンケートを実施しております。これに関しましては後でご説明させていただきます。また、庁内委員会に関しましては、策定協議会と同様に2回目を12月24日に行っております。また、こちらの方には書いていないのですが、後で説明しますけれども、策定協議会の中で、有志の方にお集まりいただきまして、勉強会を2回行っております。今後、平成22年度におきましては、削減目標値の設定、そして、取り組み内容を協議いたしまして、素案を策定し、素案からパブリックコメントを経て、計画を策定する予定にしております。

では、具体的にひとつひとつ説明させていただきます。次のページをお開けください。先に説明いたしましたように、策定協議会を9月28日と12月18日の2回、開催しております。そして、3月19日に、第3回の会議を開催する予定にしております。そして、策定協議会の勉強会ですけれども、有志の委員さんにお集まりいただきまして、1月27日と3月1日の2回開催しております。それぞれ、現況の温室効果ガスの排出量の推計値と削減可能量をこの場で協議いたしまして、それぞれ各企業さん、または市民の方々からご意見を頂いております。ただ、こちらの方は協議会ではありませんので、あくまで勉強会ということで、策定協議会では十分な時間が取れませんので、実行計画に関して勉強するという形の会の位置づけとなります。そして現在までの進捗状況ですが、現在、温室効果ガスの排出量、削減可能量の推計等を行っております。そして前回の策定協議会で、2007年度、これを基準年というように事務局では提案しておりますが、その基準年の排出量について、計算した結果を協議会の方へ提示いたしまして、検討いただいている途中であります。そして、2012年度、同じく議定書の第1約束期間の最終年度ですけれども、その短期目標年と2020年度が中期目標年としております。2020年度について削減可能量について調査し、これも協議会の方で現在検討中であります。

続きまして、現在の進捗状況 - 2 ですけれども、今、お話ししましたように、まずこの実行計画の基準年と目標年を定めることとなっております。基準年といたしましては、20

07年度（平成19年度）に設定したいと考えております。この基準年と目標年に関しましては、前回の策定協議会で事務局案として提案しておりまして、一応、年度は仮決定というところまでで終わっております。基準年を平成19年度（2007年度）にした理由としましては、こちらの方が現在の排出量が実数値で出てくるということで、この年度に設定していきたいと考えております。そして、目標年ですけれども、先ほどの目標年は、ただいま申し上げましたように、京都議定書第一約束期間の最終年度であります2012年度。そして、中期が、国の中期目標年であります2020年度。そして長期が2050年度。これは、低炭素社会づくり行動計画の長期目標年となっております。これは、仮決定とされておりますけれども、明日の協議会の方で事務局の方から提案しまして、本決定にして行きたいと考えております。

そして、11月に行いました、市民・事業者アンケートの結果ですけれども、市民2000名（無作為抽出）、事業者200社、これは多量排出事業者というところを基準にしてアンケートを送っております。回収率として市民の方は34.5%、事業者は54.0%の回収率でありました。結果については取りまとめまして、前策定協議会の方でご報告させていただいております。今後の課題としましては、削減目標値の設定。これは短期、中期、長期、この3つの目標値を設定いたします。この目標値に対してどのような対策・施策がとられていくべきなのかということの検討が、今後、重要な課題となっております。そして、庁内委員会の方に関しましては、今まで2回の策定協議会に合わせまして、2回開催しております。現在まで行いました内容としましては、策定協議会での協議事項の報告、そして市が採れる対策・施策の洗い出し、というところを行っております。今後、策定協議会の方で、いろいろ対策・施策を出していただくことになると思いますが、その出てきた中で市が採れるものに関しましては、庁内委員会で、さらに検討していきたいと考えております。

以上で、簡単に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についてご説明いたしました。

（会長）何かご質問ご意見はございますか。

（鈴木委員）気になることとしまして、温室効果ガスの削減について、今年度から、具体的な数値目標になるのですけれども、平成21年度の環境白書がございまして、49ページ。取り組み目標という表がありますが、これは平成17年度を基準にしますので、今のお話ですと平成19年度に基準を変えるということですが、この数字は変わってくるのだ

と思いますが、平成22年度の目標値を具体的に掲げた場合に、掲げた目標値、ある程度目標が達成できるか、もくろみというか目当てを、もし差し支えなければ細かいところを教えていただきたい。どの程度の目標値になるかということと、その目標に対する具体的な方策がある程度見えているのか、それはこれからだという、テーマとしては非常に技術的に難しい点もございますので、その辺を分かる範囲で差し支えなければお聞かせいただきたいと思います。

(事務局 大江主幹) まず、最初にご指摘がありました、環境白書の方のプロジェクトで載せてあります排出の削減ですが、これに関しまして、実行計画には2種類ありまして、事務事業編ということで、事業者としての市役所の削減目標と、あと今現在策定中の、実行計画の区域施策編、地域全域から排出される温室効果ガスの削減計画。この2種類がありまして、環境白書に載っていますのは、事務事業編、事業者としての市役所の削減ということで、平成17年度を基準にして平成22年度に7%削減というのを掲げております。これと現在策定中の計画とは、2つ離して考えていただきたいと思います。今の2番目の質問で、どのような目標値になるのかと、あと具体的にどのような施策があるのかということに関しましては、明日以降、ご審議いただきますので、ここで、どのような数値になるのか言うことができません。その目標値を立てていて説明の中の削減可能量のお話をしてきたと思いますけれども、この中には企業でも、今現在、環境自主行動計画に関する取り組みですとか、太陽光発電の設置、それらも含めた場合どれぐらい削減が見込まれるのかということを現在計算しております。それを策定協議会の委員さんに示した上で、どのような数値まで乗せるのかを、まだ検討していただいておりますので、申し訳ありません、今、この中では具体的な数値を出すことはできません。策定のもう1つの今後の対策・施策に関しましても、現在のところでは委員さんの方へ提示しておりませんので、具体的にどのようなものがあるかということに関しましては、言うことができません。また、企業さんの方からの具体的な取り組みに関しましても、明日以降、策定協議会、勉強会を通じて、ヒアリングとかをしていく予定にしておりますのでご了承ください。よろしく願いいたします。

(鈴木委員) わかりました。具体的な数字とかシナリオみたいなものは、4月14日に説明をいただくような場所が設定されていると思いますが…、水島国際ホテルで。違いました。私、勘違いしておりました。失礼しました。

(林委員) 先ほどの環境基本計画と限られないのですが、頂いた資料3の中にも地球温暖化対策の中で環境基本計画の1つの基本目標の中で地球温暖化対策実行計画があると思うんですけども、第6次総合計画と環境基本計画はメンバーの人を入れて話し合うというようなことで、その辺の兼ね合いが出てくると思うのですが、環境基本計画の策定審議会と協議会との兼ね合いはどのように…。

(事務局 岡本規係長) 温暖化対策の実行計画には、基本計画と同じように市民だけで作った策定委員会はありませんので、そちらの方で参加していただくということは、ちょっと無理がありますけれども、庁内のワーキンググループの構成員の方には実行計画の担当者を入れておりますので、こちらの方の新エネルギーや温室効果ガスの削減についての目標について設定するときに、こちらの担当者が、環境基本計画市民委員会の委員さんの方からご質問があれば、現在の実行計画の策定状況なり、説明できるものは随時説明をしながら整合を図っていこうと考えています。第6次総合計画の基本目標の方にも、地球温暖化対策に対する意識を持ち、行動していきますということで、目標がありまして、指標の方も出ているのですが、こちらの指標については、資料3を見ていただいたら、基本目標のところ、総合計画の生活課題と書いてあるのが、総合計画で掲げられる目標になります。総合計画の方で現在指標を策定しているのですが、総合計画の方から、温室効果ガスの目標値を客観的な指標として出してほしいということがありましたけれども、これについては、今後実行計画の方で定められる倉敷市の今後の目標値などを参考にして、後ほど決めるという形で、まだ設定をしていない状況で、並行して随時策定している計画がたくさんありますので、それらについてはそれぞれ総合計画、基本計画、今で言いますと温暖化対策の実行計画、この3つについては同時進行でありますので、それぞれが並行して調整を取りながら、目標値なんかを決めていくように、準備は進めております。

(鈴木委員) それと審議会で、井上副会長他、その辺の連絡というのは…。

(井上委員) 今、事務局の方から説明がありましたように、これから策定目標を考えようというところがございます。策定目標が先なのか、施策が先なのかという風な話があります。2020年はもう後10年ほどですので、あまりとつぴもないことを決めてもいかなものかなと。ある程度こういうことをやるよさがあるということ、実行委員の皆さんとよく考えながらやらなければいけないのかなという感じを持っております。2050年というのは、この後40年後なので、その実行可能なものを積み上げるとちょっと難しい

ところもありますから、ある程度その地域の目指す目標みたいなものを実行委員の皆さんとですね、考えて、こういう地域社会にしようよ、そしたら炭酸ガスが減るのではないか、こういうことを話をしなければならないのかなと言っているところですが。明日も目標値については入り口の議論になるだろう。その後、数ヶ月かけて目標値を模索していくということになるのかなというように考えております。前回の会議でもお話申し上げましたように、適切な時期にそういう位置どりを決めることについては、審議会の席でも具体的なお話をして、審議会の先生方のご意見も聞くような進め方がいいのかなというように個人的に考えているところでございますが、実行委員の先生方、そして市の事務局の皆さんと相談しながらこの審議会との関係を密接に保っていけるように考えております。

(会長)他に何かご意見ございますか。

先ほどのお話で、削減可能量から数字を決めるのであれば、削減可能量の出てくる数字はできる限り低く抑えたいという力が働くでしょうし、そうすると当然時間がかかるでしょう。一方、大気の問題を考えますと、倉敷の空気だけをケアしても、逆に倉敷が汚れただけでも、これは問題解決にはならない。世界全体にどうなのかということがありますし、また、地球温暖化の予測の精度等の問題もありますけれども、地球温暖化の予測の中で言えば、どうあらねばならないかと言うことが、多分、国際的な議論としてなければ、何%から何%としても意味がないので、その辺り、やはり国際的な動向との関係と同時に、日本があるいは倉敷が、環境先端都市としてはどうあるべきかとの点からの考えをいただきたいと思います。それから、ご質問ですが、基準年度は倉敷の場合2007年度なのですが、国の基準は1990年が基準年で、それから2020年が25%。これとの関係は、また基準年が違いますので当然パーセントが違う。そうすると、その間の整合性はどのようにお考えでしょうか。

(事務局 祢屋部長)今の1990年というのは、ひとつの基準年として考えられる、国際的にはそういったようなこと。ただ、日本の場合ガイドラインが出ていまして、1990年または計画策定に近い年の年度を基準にするようなガイドラインになっております。それはなぜかということなのですが、倉敷の場合もそうなのですが、1990年度のときの排出量というものを正確につかむことが非常に難しい、市内全域の、ということがありまして、ある程度把握できる年度の値を使いたい。で、1990年の時にどのくらいCO₂を排出しているかというところにつきましては、今の2007年度から類推しまして、逆

に1990年度はこれくらいというような値を推測するという、そういう形で出してきた。それが出れば1990年から実際の削減、例えば2020年の削減がどのくらいになるかというパーセンテージも計算上は出てくるということになります。

(会長) 国際的な問題というお考えをお持ちですか。国際的な関係におけるこういう基準・目標の立て方について。

(事務局 祢屋部長) 例えば、各国が協力できることが条件で、例えば、中間目標は25%とか、長期目標は60~80%とかというような数字が出ていますが、地域の実行計画については、そういう数字を制約するものではない。地域独自といいますか、地域の特性もありますので、それぞれの地域で目標の数値も決めるということになっていますので、策定協議会の中で検討していただくという状況になっています。

(会長) 私、個人的には、もっと大きな競争心をもってやっていただきたいというのが本音ではありますけれども、しかし日本の環境行政、環境省が、大きな力の根源にはありますので、行政的にはやむをえないかと思えますけれども。

他に何かご質問はありませんか。

(田中委員) 基本目標があるのですが、「1. 自然環境と経済発展のバランスが保たれ、魅力的な景観を有しているまち」、「2. 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち」、「3. リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち」、「4. 地球温暖化対策に対する意識を持ち、行動しているまち」、「5. 環境意識を持ち市民一人ひとりが行動するまち」。この中で、2番目の水と空気というのは、環境汚染の数値目標ということが、公害関係で出てきますが。リユース、リデュース、リサイクルは分別ですとかそういうところで数値目標が出てくる。地球温暖化の件についても、ある程度ワールドワイドもしくは市町村ベースまで状況を与えられますけれども、1のまちづくりですとか自然環境の市民活動、それ以外のところでいろいろ活動しているときに、これ資料1のところ、重点実施計画は、評価により毎年度見直しを行うと、評価によりと、書かれているのですが、市役所の中でも多くの組織間をまたがって、活動していただけたらと思うのですが、第三者、市民を含めて、いろいろ土俵の違うところで生活をされている組織の人が集まってやったときに、評価の方法が変わってくる。具体的にしておかないと評価というのはなかなか難しいと思います。それで、分野別の目標計画だとか、ある程度、アクションプランについては、そんな理想は出てこないと思うのですが、いずれにしても、進捗管

理を明確にしていく、評価方法を明確にしていくという意味では、やはり進捗状況だと成果というものは、ある程度具体的に数値目標として与えられる、もしくは、評価方法を明確にしておく、できるだけ進捗状況と成果を見えるようにしていただきたい。それで、今までの報告書を見てみますと、一応、成果があったかどうか、評価方法が難しいだとか、非常に抽象的な評価結果が多いと思います。やはりその中で、数値目標が発生した場合、公園などだったら人口一人当たりの公園面積だとか。今回、倉敷地区としては、少しこういうものを数値化してという、ひとつの実行計画。やはり、進捗管理して、それがずっと引き継がれていくような数値化をしていかないと、何年経つと前と同じようなところをとというような活動があるのではないかと。ですから、ここで評価をして、毎年の更新されるといった評価項目をもう少しきちっと定めてやるといったような皆さん同じような評価ができると思います。そのこのところをひとつお願いしたいのですが。

(事務局 岡本規係長) 今、委員さんから、ご指摘をいただいた通りだと思います。そのような観点から、先ほど、重点実施計画を毎年見直しするためには、それを図るための、きちっとした指標なり目標値の設定を、各分野別目標ごとにしていく必要があるということで、その指標ですね、各施策の進捗状況を測るものさしとなる指標や、10年後どこまで達成できていけばいいのかという目標値、これについて、行政の方が設定するのではなくて、市民の方がどういったことを望まれるのか、どういったところまで目指してほしいのか、ということ踏まえる必要があるということで、この度、市民委員会の方を設置させていただきました。市民委員会の方で分野別目標ごとに、指標と目標値の方を庁内のワーキンググループと意見交換をしながら設定をさせていただこうと考えております。指標につきましては、先ほど委員さんからご指摘がありましたように、きちっとした数値で取れる数値を設定する場合と、客観的な数値がなかなか出にくいものもございますので、それについては、市民の方の望まれる思いとかを踏まえた主観的な指標を設定しまして、その主観指標に対して、どこまで達成できればいいのかという目標値を設定して、全ての項目で指標・目標値を設定して行こうと考えております。それで、その指標・目標値について毎年進捗状況を、アンケートで取らなければならないものはアンケートで取り、客観的なものについては、はっきりした数値を出して公表した上で、進捗を踏まえて現事業の見直しを行って、重点計画の見直しを毎年行っていこうという形にしております。具体的な見直しと事業への反映、または、予算への反映方法については、23年度の基本計画の策

定の中で、今後のそういった評価の体制や仕組みについても検討をしていこうと考えております。ですから、評価の仕組み等につきましても、基本計画の中にはっきり書きますので、内容については、この審議会の方でもご審議していただく予定になっていきますのでよろしく願いいたします。

(会長) 目標、指標値、評価の問題につきましては、何期か前の方針が出てまいりまして、年度末ですから、1年間のこの報告される中に、さらに相当具体的な評価が、数値化できるところは数値化されて、少しずつ理解できると思います。しかしそれにしても、完全で万全ではありませんので、まだまだご指摘のように考えてほしいところがあると思います。

それから、市民委員会の中で、数値と少し言われましたけれども、市民委員会の中で数値は分かりませんので、こういうのが望ましいと言われたことを、具体的にやったら数字的にはこうなりますよということは行政の方でやっていただかないといけないと思いますけれども。

(梶田委員) 資料3と資料4の施策体系新旧比較表、表と裏を読んでいて気になったのですが、基本目標が表の方が資料4「経済の発展と環境保全のバランスが保たれ魅力的な景観を有しているまち」、裏面の資料3は、「自然環境と経済発展のバランスが保たれ、魅力的な景観を有しているまち」ということで、後先が逆になっています。これやっぱり基本目標などは、文章を統一しなくてはならないのではないのでしょうか。

(事務局 岡本規係長) すみません、大変失礼いたしました。資料4の方が記載ミスで、資料3の「自然環境と経済発展のバランスが保たれ…」と自然環境が先になります。資料4については訂正させていただきます。

(梶田委員) それと、4番5番もそうなのですが…。例えば、5番ですと「環境意識を持ち市民一人ひとりが行動するまち」。これも「市民一人ひとりが環境意識を持ち行動するまち」になるべきではないのかなと、日本語として。そうすると、今度4番がおかしくなってきた「市民一人ひとりが地球温暖化に対する意識を持ち行動しているまち」という方が、言葉として統一されるのではないのでしょうか。それから、すべて「まち」で統一されていて、ひらがなで書いてありますが、これは何か意図があるのでしょうか。(1:00:28)

(事務局 岡本規係長) 基本的に「目指すまち」というような形になると、漢字では書かなくて、ひらがなで「まち」という表現をしています。それで、今ご指摘していただいた内容については、今後修正等をまだワーキンググループの方にも打ち返していこうと思っ

ております。ただ、今、こちらへ挙げさせていただいているこの施策体系表についても、案でございます。現在、そういった文言の見直し等を行っておりますので、最終的に6月に諮問させていただくときには、表現の方法等を統一したもので、させていただこうと思います。まだ、たたき台の段階で、これから市民委員会の委員さんの意見なども踏まえて、今後修正を行っていきますので、括りとしてはこういった括りでやって行きたいというご説明でございます。文章表現については、参考で挙げさせていただいているだけです。今後、また、修正を行っていきたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。多分これ、想像ですが、ひらがなで「まち」と書いているのは、漢字で書くと、具体的には「～町」というイメージが湧いてきますが、「まち」というのは世の中を想定することができますので、そんな意味で最近「町」と書かないのではないかなあと想像しますけれども。それから、私も後で言うつもりだったのですが今出ましたので、「自然環境と経済発展のバランス…」。これ具体的にどうなのか、答えられないと思います。経済発展しなければ、今2%以下ですけれども、このままでいいのか。じゃあ自然環境がよくないから、もっと環境のことを考えてもらおうという。いわば違うカテゴリーのものを持って来ているところが、聞こえがいいように思いますけれども、現実にはやはりこの2つは相反するものとして来たわけですね。ですから、倉敷市としてこの基本目標を立てるのであれば、きちんと説明できるだけ覚悟がなければ難しいことと思いますけれど。問われたら、こういうことを考えていますということをお答えできるようにお願いしたいと思います。

先ほどのアの方に戻って参りましたが、イの方で何かもしありましたら。

それではウの方に入らせていただきます。次期自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）の策定について、この「くらしきネイチャープラン」は、もう何年くらいでしたか、なかなか、環境審議会はくらしきネイチャープランことは、現在、計画中ですということが多かったのですが、今日は画期的に具体的に説明いただけるようですので。

ウ 次期自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン）の策定について

(事務局 三宅係長) 環境政策課の三宅と申します。よろしくお願いたします。では、ご説明させていただきます。ネイチャープランについてということで、3項目、今回挙げさせていただいております。1つ目が、「ネイチャープラン見直し方針について」というこ

とで、ネイチャープランそのもののお話です。2つ目が、記入が中にある内容と若干変わっているのですが、「ホテル復活に向けた活動への対応について」ということで、中の資料をごらんください、申し訳ございません。3つ目が「種松山野草園の今後のありかたについて」ということで、3項目あります。まず、中身に入らせていただきまして、1つ目のネイチャープラン見直し方針についてです。文章がかなり長いので、少しとぼししながら説明させていただきますけれども、倉敷市環境基本条例に基づきまして、くらしきネイチャープランを作るということは、環境基本計画の中にうたわれております。今まで、一次二次を策定しておりまして、現在はその二次の実施年度で最終年度ということで見直しの時期に来ているということでございます。現在行っております実施計画の概要をこちらに簡単に記載しております。これそのものといいますのは、目標達成に向けた具体的な事業施策の実現に向けた政策を策定しているということ、アクションプランという位置づけになってまいります。計画の構成につきましては、こちらに載っています8項目で構成されております。この見直しをするにあたって、現在、自然環境保全を取り巻く状況がどう変わっているかという資料を5ページ目にまとめさせていただいております。ご承知の通り、生物多様性条約の批准というものが平成4年に行われまして、それ以降、国の方では、河川法の改正でありますとか、土地改良法の改正でありますとか、いずれにしましても、自然環境保全を重視するような法令が、定められてきております。そして、皆様ご承知の通り、平成20年には生物多様性基本法が制定されまして、本年は第10回の生物多様性条約締約国会議が名古屋市で開かれるということでございます。新しいところでは、3月16日火曜日に新しい生物多様性国家戦略2010、こちらの方が閣議決定されまして、新しい国家戦略に従って施策が進められるということになります。ちょうどそういう時期にネイチャープラン見直しもあたったということです。次に、ネイチャープランの特徴です。自然環境保全に特化した実施計画は全国的にも非常にまれかと思えます。また、具体的な事業が示されておりまして、事業達成がそのまま実行力につながっていくということで、実効性が高い計画になっているかと思えます。そういうことを踏まえまして、今まで、一定の自然環境保全に対する成果が得られたのではないかと考えています。

課題もございます。逆に事業を挙げている関係で、その事業の取りまとめになってしまっている感がいくらかございます。進捗状況は、審議会の方でも毎年ご報告させていただいておりますが、全体的な評価というのが、先ほど委員さんのご質問ございましたが、非

常に難しいというのがございます。あと、対象事業の変更等があった場合、この場合も計画を策定してから5年間行っておりませんので、その辺の反映が非常に難しい。あと、将来的には、生物多様性基本法の中に地域戦略を定めてくださいというのがございます。中核市である倉敷市では、策定の義務はございませんが、努力義務という形で明示されておりますので、こちらに向けた取り組みも必要であろうという風に考えております。

ネイチャープランの見直し方針についてということで、5枚目なのですが、6枚目の方に、位置づけをまず示しています。先ほど基本計画の方でも、説明をさせていただいておりますが、ネイチャープランは環境基本計画の下につく実行計画ということになります。同時に、他の、都市マスタープランですとか、緑の基本計画、景観計画などに関連性が非常に高い分野の計画もございますので、こちらとの整合性を取っていくようなことが必要性になるかと思っております。

7 ページ目の方ですが、見直しの基本的な方針（案）というのがございます。次期環境基本計画目標達成に向けました事業実施目標の設定。先ほどから出ております、目標の設定に関してです。そして、先ほど申しましたが、環境基本計画の整合性を図るため、連携し作業を進めていくことが必要だろうと。具体的な事業施策の実施に向けた施策計画表、これは従来作っていたのですが、それが必要であろうと考えております。また、先ほどの位置づけのところでも申しましたが、他の関連計画との整合性、調整を図っていく必要があるということです。それと、先ほどの地域戦略のところでも出ましたが、基礎資料調査、こういったものも今後は盛り込んでいく必要があるのではないかとこの風に考えております。

これがいちばん今までと変わってくるんですが、実行期間、これが今まで5年間ということとさせていただいておりますが、次期総合計画のローリング期間が今4年ということで、あくまで計画中にはありますが、ネイチャープランにつきましても、これと合わせた形で見直しを行っていく方がいいだろうと考えております。

今後の予定でございます。9 ページ目になります。まず、現在のネイチャープランの総括、評価、及び課題の抽出が必要だろうと。次に策定懇談会というのを設置したいと思っております。これは説明を後ほどいたします。あと、市民アンケートの実施を5月末頃。あと、庁内の実施計画連絡会議、これも5月末頃の予定。あと、実施計画（施策計画表）（案）を最終的にまとめていくのが12月末頃とは書いてあるのですが、これも先ほどの

基本計画の策定と同時進行で行きますので、両方からみながら、目標値についても策定していきたいと思います。あと、この環境審議会ですね、自然保護監視員、市内の自然保護団体等の関係者の方との意見交換会も、その案につきまして行いたいと思っております。

続いて、意見の聴取方法ということで、先ほどの予定の中にもありましたが、懇談会を設置するというのと、市民アンケートを実施する、これは1回だけ今のところ予定しております。現状の把握と課題抽出を対象としたアンケートをする予定です。あと、意見交換会ということで、先ほどの通りです。

懇談会についてですが、人員構成としては、自然環境保全というのは非常に専門性が高い分野だと思われまますので、学識経験者の方、合わせまして市内環境団体の方などで構成したいと考えております。今のところ定員が6名程度としてありますが、これもまだ検討中でございます。

していただく業務の内容になりますが、市民アンケートの精査。まず、最初に行いますアンケートのどういった内容が適切かといったことを精査していただきたいと思っております。その次に、生物多様性地域戦略策定に向けた、例えば、指標となるような生物の洗い出しですとか、あと地域のゾーンニングですね。里山環境はこの辺りにあるとか、都市環境であるとか、そういったようなゾーンニングの設定などが必要になるところだと思いますので、その検討自体はかなり膨大な作業になると思っておりますので、あくまで基本的な方針について、方向性を検討していただきたいなという風に考えております。詳細についてはまだまだ検討中ということでご了承いただきたいと思っております。以上が、ネイチャープラン策定についてでございます。

続けさせていただきます。2つ目の課題が、ホテルの復活に向けた活動への対応についてということで、生き物の復活に向けた希望が近年高まっておりますが、この中では当然生物多様性への配慮が必要になってくるということになります。生物多様性とはということで、次に、生物多様性の概念みたいなものを簡単に述べさせていただきます。ご承知の通り、すべての生物間の変異性をいうということで、種の多様性であります。多様性は大きく3つございまして、生態系の多様性、住む場所によっていろいろな生態系があるということです。種そのものの多様性、生き物の種類が多いということ。そして、その生き物の種の中で遺伝子が非常に多様であると。こういう3つの多様性が生物多様性ということで挙げられております。今回の内容なのですが、自然環境保全に対する保全意識や、

ノスタルジックなものから、ホタルを身近なところに復活させたいというニーズが非常に強くなっています。我々の部署の方にもご相談をいただく案件も出ておりますし、この下に2つ示しておりますが、市民提案事業等でも、市の方も協力させていただきながら、そういう活動を行ってきているというところがございます。一方、ホタルなどの野生生物の人為的な復活の配慮自体が、生物多様性に影響を及ぼすことが非常に危惧されるということがございます。

当然、そういった活動が、メリットデメリットが生じると思っています。メリットとしましては、ホタルなど野生生物と触れ合える場所が作られると。あと、市民活動という活動自体に市民の皆様が活動していただくことで、そういう参加意識が非常に高まってくるというのがあると思います。あと、その市民が、ホタルなど野生生物と触れ合うことで、自然環境の保全、生物多様性に対する理解が深まるのではないかと。

一方、懸念されるべきこともいくつかございまして、先ほどから申しております、生物多様性が脅かされる可能性があるのではないかと。あと、そのホタル等非常に象徴的な生き物を対象とすることは「鑑賞」というのが優先されてしまって、繁殖が目的化してしまうようなおそれがあるのではないかとということがございます。そして、同じく、ホタルなど野生生物の復活の意義が正しく伝わらない場合に、誤った認識を市民の方々に植え付けてしまう恐れがあると。本当はホタルが見られることが大事なのではなくて、ホタルが住める環境が復活するということがいちばん大事なんですよという本質の部分を、正しく伝えていかなければならないということに注意しないといけないというように考えております。そういった中で、いろいろな相談を受ける中で、今はホタルなのですが、ホタル以外の生き物というのが、当然今後出てくる可能性があるかと思っております。そういった場合に市としてどういった方向でいけばいいのか。当然、環境政策課の方で、今は対応しているのですが、個別の事業となりますと、庁内全体を通じた話になってくると思っておりますので、ガイドラン的なものが示せばいちばんいいなというように考えてございまして、今回議案に挙げさせていただきました。

3項目目です。種松山野草園の今後のあり方についてということで、皆様のお手元の方に野草園のパンフレットをお配りしているかと思うのですが、種松山に、山頂のすぐ脇になるのですが、野草園が存在しております。昭和55年に瀬戸中央自動車道の工事が行われるということで、そのときにサギソウなどの湿生植物がなくなってしまうということが

ございまして、こちらを倉敷の自然をまもる会の方と一緒に、今の野草園の場所に移植したという経緯がございます。その後、順次、整備を行ってきたのですが、近年、ササがかなり浸入してくるなどして、自然植生遷移がかなり進んでおりまして、野草園としての維持活動がかなり困難な状況になりつつあるということになっております。現在の管理に関しましては、倉敷野草をまもる会さんの方に委託をしております。

続きまして、経緯について。これも先ほど冒頭説明させていただきましたので、割愛いたします。

17ページ目に、課題ということで挙げさせていただいているのですが、先ほど、ササが浸入してかなり野草園がどうしても維持が困難になっていると。ただし、この、大本になっているのは、サギソウを含む湿生植生の移植というのをやっているのですが、サギソウが移植されている部分につきましては、現状でも維持されておりますし、水も入ってきているということで、地理的条件からは今後も急激な変化というのではないかなという風に考えております。ただし、管理開始後に野草園ということで、活動の中で野草の移植等もされております。これにつきましては、自然のものもございまして、購入してきて植えているというものもございまして。ということで、実際、この種松山の野草園というのは、サギソウ等自生種の移植地という側面と、購入した野草等も含めてなのですが、鑑賞目的ということで、2つの側面がございます。こちらにつきましては、今後管理のあり方と維持管理をどう進めていくかと、それと、種松山の野草園というのを今後どうしていくべきかということをご指導いただければと思います。長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

(会長) 3つの点についてご説明いただきましたが、何かご質問等ございますか。

(会長) 野生生物を置き換えるのですか。それとも野生生物を残しておいてそれをホテルにということですか。

(事務局 三宅係長) 現状では、ホテルというものが対象になっている事例が非常に多いのですが、最終的には野生生物の移入・移植ということを念頭におきたいと思います。

(井上委員) まず、ネイチャープランについて、ちょっとお尋ねしたいことと、コメントなのですけれども、生物多様性の地域戦略を作ることが努力義務として入って来ましたね。このネイチャープランを作ることと、それから、努力義務なのですが地域戦略を作ること、市としてはどういう風にお考えなのかなあと。この、ネイチャー

の見直しの中で、それを地域戦略に変えるということは難しいというお考えなのだろうとなあとご説明から受け取りました。しかし、これは非常に似通ったものです。そうしますと、地域戦略を作るし、ネイチャープランも作り続けるというのは、いかがなものなのかなあと。その辺のストーリーが必要なのではないかなあとということを考えております。それからもう1つは、生物多様性の保全というのは、今回、基本法ができたことで、随分重たくなつたなあとという、私は、気がします。そうしますと、この地域で生物多様性を保全していくということについての、ちょっと腹を据えて考える、生物多様性を、法律なんかでも戦略的環境アセスメントをしなければならないのかと。生物を取り入れる、生物多様性を国として図っていくのだという考え方を示しています。そうすると、市としても、これまでより、これまでも、ネイチャープランも随分ご努力されていると思うのですが、もう少し重たく捉えてはいかがかなと。中期的といいますか、そういう風な見通しがあつていいのではないかなあとということを感じていたところなのですが、何かお考えなどがあつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

(事務局 祢屋部長) 生物多様性という分野というのは、今、非常に重要な分野になってきている訳なのですが、ネイチャープラン、自然環境の保全の全体計画の中の一分野、ある意味で言うと1つの大きな分野になるのではないかなというように考えます。これまでもネイチャープランの中で、生態系の保全とか、そういう多様な環境のもとでという風なことが重要というような考え。そういうものが重要という観点で自然環境の保全実行計画ネイチャープランこれを作る。審議会の中でもそういう観点で見いただいていると思ひます。今、井上先生の方からもお話がありましたように、生物多様性のところが国のレベルで言うと遺伝子とかそういうところまできておりますので、その辺非常に細かいことと申しますか、非常に難しい分野にまで来ているのではないかなという風には思つております。次に改訂するといいますか23年度以降のネイチャープランの中には、そういうレベルのこともある程度加味した形のものでないといけないのかなあという風に思つております。ホテルの事例とかいうのもありますが、そういう具体的な例も含めて、審議会の方では是非ご協議いただければありがたいなあとというように思ひます。そういう意味を含めての計画を作っていきたい。ネイチャープランを作る段階で、生物多様性は重要な分野なので、というか今後考えないといけない重要な点だと考えています。

(井上委員) 私はむしろですね、生物多様性保全というのはこれから前面に登場してくる

のではないかなあという感じを持ちます。岡山市役所が、議員さんで条例を作ろう、生物多様性について。どんな条例なのかちょっと想像がつかないのですが。そういう動きもありますし、もちろん、市としてネイチャープランの中に生物多様性の地域戦略を位置づけるという考えはよく分かりましたが、長期的には、生物多様性というような感じの事柄をもう少し前面に出すことがよいのではないかなと。今、個人的な意見ですが、そう思います。

（田中委員）我々民間会社がビジネスをやるときに、すべての業務というのは、PDCAで回していくわけです。昨年はこの計画、それに基づいてやりました、その結果としてこういう課題があがってきました、その課題に基づいてアクションを来年はとって行きますよと。もしくは、この後何年、中期的なもの短期的なものやっていきますよというように計画して回していくわけですよね。ここで、ネイチャープランの見直方針があって、特徴があって、課題があって。課題があるということ、じゃあどういう問題があるのかというのが、課題だと思うんですよ。これを見たときに、じゃあどこの問題があるのかということが、よくわからないんです、ここから。重要な問題があるとか、危機的なものがあるのかどうか。これだったら、なんかそんな大きな問題がなくて、種松山の話については、こういう問題がある、これはこれでいいと思うんですよ。全体としてネイチャープランの中だったら、ここはこういう問題がある、ここはこういう問題があるということがない。環境問題のことについては、いただいた資料の中なんかについては、倉敷のところではどういう課題があるのかわからない。これからアンケートについては何かあるのかもかもしれませんが、私は、もう1つ先ほどの話のところ、いろいろなアクションを取る計画を作られるときにこういう問題について、どこかでこういう問題について一番進んでいるところがどういうことをやっているのか、成功事例を探していく、失敗事例を探していく、そこを参考にしてやってくれているのですかということ。それと、事を起こす前に、よそがどうしているのかという。企業なんかはライバルがいるわけですよね。企業って他者が何をやっているのか。もちろん我々競争する必要はないと思うのですが、ただ、よそがもっとうまくやっているところがあるのだったら、そこと同じようなことをする、もしくはその先に行くというようなことをやっていただきたい。アンケートなんかをいただくときに、倉敷市とはどういうポジションにあるのかというのを教えていただかないと、ただ聞かれても分からない。課題については、市としてどういうように位置づけて、どこがいちばん危

機的な状況にあるのか。皆さん諮問されているので、どこに問題があるのか分かるように書いていただきたい。

(会長) 非常に重要なご指摘をいただいたと思います。倉敷市としての実績に基づいた上で、具体的に倉敷市におけるネイチャープランの課題はこのようになりますと、そういう風な計画の立て方が具体的で分かりやすいのではないかと思います。どのようなアンケートをとるのか分かりませんが、現状、アンケートを受けた人の知識だけを引っ張り出すのではなくて、ある意味、これは市民に対する啓発的な役割を持つ。そういう上で、市民の潜在的にもっている考えなんかを引き出していくというようなことが必要だと思いますけれど。

他に何かご意見ご質問はございますか。

(会長) 地域戦略とネイチャープラン、どちらをベースにするかによって変わってきますが、基本的には、地域戦略があってその地域戦略に基づいてネイチャープランがあるというような。ネイチャープランを1つの地域戦略としていければ。

それから、遺伝子の生物多様性となりますと、なかなか素人には分かりにくいですよ。専門家の間では、遺伝子の多様性というのは現在ある遺伝子は重要でしょうし、しかし、これから長期的な地球の歴史の中で、今の生物多様性をどう考えるかという難しい問題だと思いますので。

(事務局 三宅係長) 先ほどのご質問の中で、例えば地域戦略に関しましては、現在中核市レベルで策定されている市はございません。今、わずかに策定されているのは県レベルで、兵庫県、滋賀県、市ですと政令市レベルで横浜市が策定中。あと、神戸市。小さいところになりますと、今、策定中というところはいくつかございますが、千葉県の流山市、岐阜県の高山市、非常に少ない事例しか、まだございません。先ほどのアンケートの件に関しましても、もう、成功事例のアンケートを出されているところもございまして、そちらの方に皆様の資料を集めて、研究している最中です。ということで、ご回答させていただきます。

(田中委員) いろいろ厳しいかもしれませんが、よく仕事はされていると思います。うまくプレゼンテーションをしていただくと、聞くほうも気持ちがいいし、もっと分かりやすくしてくださいということだと思います。仕事はされていると思うんですよ。コミュニケーションをするときに、もっと利害関係がある方だと、もっとうまくプレゼンテーション

すると、それは給料にも反映しますから、皆さん力を入れると思うんですけれども。やはり市民と話をするときには、やはり市民として市役所の人はいくら仕事をしているのだと、それと、問題点を的確に周囲に伝えていくと、ものすごく市民からリスペクトされるし、感心もされるし、尊敬もされると思うんですよね。非常にプレゼンテーションが大事だと思うんですよね。もっと、それをやると市役所の方の仕事に対する評価も高まるし、的確な仕事をするということで頼りにもされると思うんです。もうちょっとその辺を工夫されるといいのではないのでしょうか。

(河邊委員) ネイチャープランとしては結構いいのが出来たのではないかと思います。それに基づいて市の方は、市民委員会でいろんなことをしている。こんなにたくさんのことでもものすごく大変だなあとということしか、印象じゃないのですけれども。とりあえずここで、いろんな問題点があつて、できているものもあるし、できていないものもあるし、今日は多分それを時間の関係で言われなかったと思うので、その辺が分からなかったのですが。ネイチャープラン見直しの方針がここに書いてあつて、これが多分中心だと思うのですが、その中で多分具体的にこういうことをちょっと力をいれて、もう少し整理をしてもらいたいというのが、下の2つ（ホタル復活に向けた活動への対応について・種松山野草園の今後のあり方について）がきているので、これ（ネイチャープラン見直し方針について）だけが目立ちすぎて、なぜこのようなことを出してこられたのかなあと多少思われたのではないかと思います。ホタルやいろいろな野生生物についても、今後審議していきたいと思います。

(梶田委員) なぜか今回ホタルが、注目を浴びましたので、私の属している日本ホタルの会の見解で、その懸念に対するお答えというか、求められたときにはこう答えていますというお答えをしますと、同一水系のホタルの移動・繁殖は、まあ OK としよう。というのは、川の水は増水したり、洪水になったりしますので、流水の中にいる幼虫は、全く人間が手を触れなく手も下流へ広がるという動きは常にあるわけです。それから、ホタル自体が生き物ですから、生息域を必ず広げるぞという本能をもっています。それは、高梁川なら高梁川の水系で上から下までルールが通っていますので、例えば新見から倉敷へ持って来よう。そういうことは、自然の状態でも起きる。兵庫県から、あるいは広島県から持ってくる、そういう移動はちょっと待ったという具合にお答えをしております。

それから市民の方たちが、自分たちで増やして飛ばせたいということについては、極力下

流域でない限り応援しよう。1つは、ホタルは日本の野生生物で、例えば捕まえても、売っても、自分が飼育しても、どこかへ持っていっても、罰せられません。だから、自由に売買できる。で、自分で増やして自分で放すときには、お金は動きませんが、例えば、それをダメだということにしますと、当然、動物業者さんが暗躍しますので、1匹200円、300円で売り買いする。宅配便で、日本全国どこへでも配達してくれます。そうすると、生物の種の多様性は、ますます乱される。ということで、土地の人たちが努力している姿は尊いから応援しようという見解です。それから、ホタル特別の事情なのですが、持っていて放したから増えるというものではなくて、ホタルの幼虫は水の中に生きている。さなぎは地面の中に生きている。それから、成虫は空を飛んで樹木が必要だし、光の条件もとても厳しい。だから、簡単に到達できる代物ではないです。そういう点もありますし、それから、ホタルが増えたからといって、他の生物に重大な影響を与えるということも、想定できない。ということから、ホタルの会としては、一応のルールさえ守っていただければ、全面的に応援しようという具合な見解を持っております。ご参考までに。

(会長) ありがとうございます。ホタルの専門家のご意見です。余談ですが、あるNGO団体から『岡山のホタル』というタイトルの本を、この6月ごろに出版する予定ですので、またよろしければ、ご参考になさってください。他にご意見ございますか。

(青江委員) うまくお話しが出来ないかもしれませんが、聞いていただけたらと思います。私のかかわっているスイゲンゼニタナゴのことに少しふれさせていただきたいのですが、生物多様性の話の中に、ちょっと遺伝的なことがあったので、その話からさせていただきます。ホタルは独立水系ならOKというお話でしたが、スイゲンゼニタナゴに関しましては、例えば高梁川水系であっても、その中で南部用水であるとか西部用水、個別に調査しています。高梁川水系ですけれど、同一水系では行き来はできない、というのが、環境省の見解で指導がされております。それにしたがって私たちも保全対策などしているのですが。それを踏まえまして、ホタルの件で、少しお話をしたいのですが。実は、私どもの団体は、以前、倉敷市内で人工的にホタルを飛ばした経緯がございます。最初の年に何とか飛ばしたのですが、報道機関に取り上げられたとたんに、厳しくお叱りを受けました。それ以降は、公表することなくなんとか飛ばせたのですが…。今となって、環境省がそういった方向で動いていますので、私どもの考え方も少し変わりました。まず、ホタルを飛ばすということをシンボリック的に捉えて、市民意識の高揚が図られるのいいのかなとは

思うのですが、まず、調べておいてほしいのが、過去にどういったところで市内においてホタルを確認できたのか、それから、現在は全く今ないのか。当然、遺伝的な情報は全く残っていませんので、例えば、新しい遺伝的要素が生まれても、それはもしかしたら問題はないのかもしれませんが、そうなった場合には、いつの時点で誰がどのように同一水系以外のものを持って来たのか、そういう記録はきちっと残して置かないと、将来的に分布がうやむやになってしまう恐れがある。この辺は、生物多様性に少し抵触してしまうのかなあと。それと、ホタルを鑑賞する目的で、展開をするのはいいのですが、逆に言いますと、過去に、どの程度の情報があって、この辺にはどういう環境が残っていた、それがどうして見えなくなったのかというのが、同時に、市民グループであるとか行政側もしっかり伝えていく必要があるのではないかなと思います。で、もう1つは、野外導入だけでなく、市内における現状の生息区域をどのように維持管理していくかということが、重要になってくるとは思います。でも、それも地域の方にしっかりと、生息地を守っていただくのであれば、そういった勉強会であるとか給付金なりの必要があるのではないかなというふうに思います。あと、もう1点、市の方に問い合わせがあるということだったのですが、行政がかかわるのであれば、かかわった以上は最後まで責任を持っていただきたいと思います。それは継続性であったり、いろいろなことが考えられると思うのですが。市民が言うから、審議会で答申がでたから、やってもいいかなという形で安易に受け止めて、それが、実際、議員さんが活動が取り消しするようではくやしいなあとというような気もしますし、その辺が難しいと思います。

(会長) ホタルとスイゲンゼニタナゴ、同じ水系においても生物学上生態系における位置づけは、それぞれ違いますので、難しい問題があります。十分、専門家と相談された上で、適切な判断をお願いしたいと思います。

だいぶ時間も経過してまいりましたが、今日の議論課題の全般で、何か質問はございますか。

(小田委員) 全般的な話ではないかと思いますが、アンケートのことについてお伺いしたいと思います。環境基本計画で市民アンケートを取られ、地球温暖化の計画のところを取られ、今度また、ネイチャープランのところを取ると。アンケートというのは確かに市民の意見を聞くという意味ではいいのですが、ただ漠然と市民に対して、例えば、こういうものを得たいからこういう対象者に対して取るということであれば、その効果もあると思

うのですが、漠然と取ってこれだけ結果を出して、それをどういう風な目的で反映をしようとしているのか。例えば、問いなんかでも、全然関心がない人に大気汚染のことを聞いても効果というのは見えないわけですし、どういう形で目的を持ってこれを今後使われるのか、データを活用されるのか、その辺りどのようにお考えなのでしょうか。評価方法としては、パブリックコメント的なものでいいと思うのですが。

(事務局 岡本規係長) まず、この基本計画の市民アンケートなのですが、これについては、今回策定にあたってということで、取らせていただいたのは、基本的には、何を把握するか、どういった目的でというご質問であれば、基本的には、市民の方が実際に感じている現状を認識するため、市民の人が感じている環境への認識度といいますか関心度について、あと重要度について、年代別地域別にそれぞれ取っております。具体的な細かい話は聞いておりません。身近な自然があると感じますかとか、それに満足していますかとかいう、客観的に市民の人がパッと考えた上で感じているか感じていないかというような、市民の人の主観を聞くような形のアンケートにしております。これを、今後何に使うのかということですが、年代別と地域別を取っております。結構、中を見ていただいたら分かるのですが、同じ自然環境についても、倉敷の方の感じている割合、玉島、水島とか、船穂・真備、感じている人の割合。あと、全体的な割合で、結構、傾向が出ています。今後、これについて施策なり今後の事業展開していく上で、例えば、全く市民の方の関心がない部分に、啓発をする事業をどんどんぶつけても、関心がないから参加をしないというような捉え方ができますから、そこの分野については、効果を上げるには実施する前にまず市民の方にまず関心を持っていただくような取り組みをすることが必要ではないとか、そういった事業のステップを考える上での、基礎資料とする1つとして、市民の方が感じる現状の関心度や満足度についてのアンケートを取っています。これはあくまで今後の施策なり事業を考える上での基礎資料として作成して、市民の方の実際感じている現状とか、後ほど説明しようと思っていたのですが、今、合わせて説明をしておきますけれども、お配りしている、『図で見る倉敷の環境』。これは、過去出している白書を、市民の方が、視覚的に見やすいように、現状値を整理して、図表化して、グラフにしております。コメントについても、あまり入れておりません。というのが、客観的なことくらいしか書いておりません。これらの、市民のアンケートやこちらの『図で見る倉敷の環境』を基に倉敷の現状を考えていただいて、市民委員会の方で、今後どういった方向を目指すのがい

いのか、目標・指標を設定する上での基礎資料として使うつもりで取っておりますので、コメント等もあまり、行政としてのコメント等は控えております。最終的には、こちらのアンケート調査の報告書にしましても、今、単純集計と簡単なクロス集計しかしておりません。この結果や、計画策定の結果も踏まえて、この報告書にも倉敷の今後どうやって行くべきかというようなコメントを踏まえて、最終的な報告書は作成をしていこうと思っています。それで、アンケートにつきましても、このアンケート報告書、今回やったアンケートは意識調査の報告書ですので、今後具体的なことで、指標・目標値を設定する上で、もっと細かい設問項目が必要になった場合は、第2回のアンケートなんかも、市民委員会や庁内のワーキンググループ等で相談しながら、第2回の詳細なアンケートも取っていこうと考えております。ただ、地球温暖化実行計画及びネイチャープラン等も、今後市民アンケートを取っていきますけれども、アンケートを取るときには、今回、このアンケートを取ったときも、同時期に地球温暖化対策のアンケートも取っています。項目や内容についても、打ち合わせをしながら、だぶる部分がない、または、どのアンケートがどのレベルをとるのかを相談しながら、体系立てたアンケートの方をやっていこうとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(小田委員) 主旨はよく分かりますが、これが、第一歩になっていると、基本的な資料にするということですね。そうすると、アンケートをすることで、施策が変わっていくというふうに、施策の方に入れていくということなのですか。アンケートを取るといような漠然としたもの、例えば、その対象者が適正かどうかということを考えずに、一般的に取った形だけで施策が行くということはありませんか。そういう場合には、やたらにアンケートを取っても、何かやっているという風なものを見せるのではなくて、やはり実績をもって、例えば、そういう関心のある人だけを、パブリックコメント的なものが出るような、そういう対象を決めた形での。本当に活用できるようなアンケートでないという意味がないと思うのですが。その辺も今後含めて、是非やっていただきたいと思います。それともう1点、これは公表ということで、ホームページ等でこういうデータが出ているのですか。

(事務局 岡本規係長) こちらのアンケート調査報告書につきましては、とりあえず今、まだ作成中の段階ですので、将来的にはすべて公表します。

(会長) 無作為抽出のアンケートか、ある階層を決めてとか、全く目的が違いますので、

目的を明確にした上で、その目的が得られるようなアンケートにさせていただきたいと思えます。まだ、分析や解析が進んでいないということですが、せっかく取られたアンケートですから、早急に分析し解析していただきたいと思えます。

他にございますか。時間も予定の時間がせまってまいりました。

3 その他

(事務局 中原室長) この度、環境キャラクターが決まりましたので、ご報告させていただきます。倉敷市は、環境最先端都市「グリーン自治体」を目指しております。今まで、市の施策を市民の皆様公表したりするときに、何の手立てもなく、文書で堅苦しいような感じになっていました。これからは、より理解を深めていただきたいということもありまして、市民の皆様と共に、緑ゆたかに、安心して暮らせる生活環境を守り、CO₂削減を中心とした、環境負荷低減など環境にやさしい施策を目指すという意気込みも踏まえまして、全国に昨年の10月に募集をかけました。今年1月の15日で締め切りをさせていただき、全国から162作品が集まりまして、1月の一週間をかけまして、市民の皆さんに投票していただきました。全投票181票の中から、まず、票数の入った22作品を選びまして、2月2日に選考委員会を開催させていただきました。その中で、まず最優秀賞としまして「くらいふ」が決まりました。名前の由来なのですが、倉敷のくらいふということで、倉敷で安心して生活していただけるということでつけまして、くらいふとなりました。頭に緑の葉っぱがついておりますが、これが倉敷の「く」を表しております。それから、蔵のイメージの服と、足は高梁川のきれいな水を表しております。選考委員会の折に実は作品が非常に選考委員会の皆さんの目に留まりまして、ぜひ、何か、この作品にも賞をあげてくださいという意見が多かったところで、アイデア賞を設けまして「良環さん」。名前もそのものですね、良い環境をつくるということで、頭の菅笠と肩のショールが太陽光発電、杖が風力発電ということで、これから自然エネルギーを大切にしてCO₂を減らしていくと。良寛さんですから、全国をこの姿で行脚していくというようなこともありまして、非常に強いメッセージを感じて、アイデア賞に選ばさせていただきました。この2つの作品、主にくらいふを使いますが、折にふれて良環さんも活用していきたいと考えております。今後とも皆さんの目に普段止まりますように活用していきますので、よろしく願いいたします。

(会長) 他に委員の方から何かございますか。それでは、これで今日の議題の審査は終了しました。事務局へマイクをお返しします。


(事務局 佐藤補佐) 青山会長には議事進行をいただきましてありがとうございます。それでは、閉会にあたり、環境政策部長の祢屋よりご挨拶を申し上げます。

(祢屋部長) 環境政策課の祢屋でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、活発なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。本日いただきましたご意見を今後ぜひ行政に活かしてまいりたいと考えております。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

4 閉会

あいさつ (環境政策部 祢屋部長)

議事録承認

会 長 青山 勳 

署名委員 田中 俊 郎 

署名委員 林 伸 洋 